

令和 3 年 12 月 定例総会

令和 3 年 12 月 9 日 開催

議事録

土佐清水市 農業委員会

令和3年度第7回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月9日(木) 午後15時~15時45分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一議室
3. 出席委員(13人)

会長	1番 上野 貴生
農業委員	2番 野老山卓男
	3番 尾崎 和代
	4番 池田 克彦
	5番 岡崎 直正

農地利用最適化推進委員

1番 安田 泰平
2番 弘田 好希
3番 田邊 昌一
4番 池 俊伸
5番 上野 清吉
6番 坂本 直幸
7番 宮上 昌三
8番 岡田 弘重

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)①の審議について

追加議案 農用地利用集積計画(利用権の設定)②の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見収集について

議案第4号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係長	出口 直人
農林水産課農業係	畦地 莉人

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、12月定例総会を開会致します。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）①の審議について

追加議案 農用地利用集積計画（利用権の設定）②の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見徵収について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎委員

5番 池田委員 の2人を指名致します。

それでは議事に移ります。

発言の際には挙手のうえ、氏名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

本件は2件の審議となっていますので、①②と区分して裁決をおこないます。それでは、非農地証明の審議①について担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

1~3ページまでが非農地証明①の内容なのでご確認よろしくお願い致します。

1ページから説明してまいります。申請人は住所、氏名等記載のとおりです。申請地ですが、登記上畠、浦尻の地番は記載のとおりです。

申請理由をご覧ください。昭和63年に建築された倉庫を財産分与で取得し、宅地として利用しているため非農地証明を出

してくださいというものです。

2ページ目が位置図、3ページ目が現況写真となっております。

既に農地ではないことは確認できています。以上です。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について①議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議②についての審議をおこないます。

事務局
(岡田)

4、5、6ページの議案書で説明致します。

申請人の住所、氏名は記載のとおりです。申請地は加久見新町、番地は記載のとおりです。地目は畠の面積は記載のとおりとなっております。

申請理由です。昭和55年から昭和58年にかけて倉庫を建設していたが、相続時に地目が畠になっていることが判明したためとなっております。

場所は5ページ目の位置図のとおりです。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば
お願いします。

池田委員

4年ほど前に娘さんが介護のために帰ってきて、地目変更がされてないことを知らなかつたみたいです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明がお終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について議案のとおり承認
することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議に
ついての審議をおこないます。本件は2件の審議となっていましたが、
借受人が同一人物のため一括して審議します。担当者
の説明を求めます。

事務局
(岡田)

7~12ページまでの内容です。借受人の氏名、住所は記載のと
おりです。祖父から引継ぎ、面積を拡大したいということで
申請が上がってきてています。

場所は大岐になります。番地地目は記載のとおりです。

作物はラッキョウ 10 年間利用したいということです。借賃は現金での支払となります。利用者の農営状況は記載のとおりです。

先に 10 ページの説明をします。2 つ目の農用地も大岐です。番地等は記載のとおりです。同じく 10 年利用の現金支払となります。それぞれ 8 ページ、11 ページに位置図を載せております。現況はラッキョウ畠になっておりまして 9 ページ、12 ページで確認できます。

貸付人の方は旦那さんが土地の所有者になっておりますので、利用権の 1/2 の条件を満たすために奥さんと子供さんの分から同意を得ています。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡田委員

うちの部会で一番努力している方の畠でした。その方が孫に代わるということで、この土地以外にも話はしている所もありますが、まだ返事をいただいてないので今回はこの分だけ

出しているという状態です。

努力している方なのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

追加議案 第2号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について審議をおこないます。担当者の説明を求めます。

事務局
(出口)

農用地利用集積計画、整理番号 3-019 について説明していきます。表にある農地は 12 月 9 日までの農地中間管理権の設定をおこなっておりましてその更新のため土地の所有者と農業公社との間で改めて利用権の設定をおこなうものとなっております。借受人の氏名、住所は記載のとおりです。所在地は記載の通り合計 10 筆 6.276 m^2 となっています。始期 R3.12.10 で終期は R6.12.9 までの 3 年間となっております。
賃料につきましては使用貸借ということで発生はいたしません。追加資料の航空写真が今回の農地となります。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば
お願ひします。

岡崎委員

航空写真を見てください。全部ふあ一夢宗呂が耕作している畠になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

事務局
(岡田)

地図をご覧ください。このような点々とした農地を一人一人

支払うのが難しい場合には中間管理機構を通して一括で支払うことができるという案件です。その中間管理機構をとおるためにこのような手続きをふまなくてはいけないということです。期間が満期になったら再度更新手続きがありますのでご理解ください。よろしくお願いします。

安田委員

3年間というのは固定なのですか。

岡崎委員

10年とかでもいいですが、自分たちも作る可能性があるので最低3年ということで設定しています。

事務局

(岡田)

扱い手への農地集積の話をしたと思います。国や県の考えでは地域を担う扱い手に農地を集積しようという動きが存留になっておりまして長い期間を農地集積にあててくださいということになっています。これを応援するために制度資金等を設けたことがあります。一方農地の貸し借りにおいて高齢の方は10年結ばれても困るということで3年、5年にしてほしいという方もあります。制度資金上10年、15年結んでくれとな

っているかと思いますが、契約する本人同士の間で年数は短くなったりするという案件もございます。

議長
(上野会長)

他に質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第2号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

それでは、

議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見徵収についての審議をおこないます。本件は2件の審議となっていますが、借受選定人が同一人物のため一括して審議をいたします。

事務局
(出口)

議案書 13 ページをお願い致します。利用権の設定で協議していただきました。整理番号 3-19 のウトノ川口以外の農地になります。借受人が耕作をおこなう全体の面積が 201,233 m² で、そのうち今回中間管理機構をとおして利用権を設定する面積は 5,829 m² となっております。今回設定する権利については今回の配分計画案を土佐清水市の農業委員会でこうでしたというのを農業公社に意見を送付した後、知事の公告があつてから農業公社が借りられる残りの期間までということで始期については定めておりません。

14 ページお願いいたします。市内で中間管理機構をとおして農地の集積を進めたいと希望している方々の一覧です。この中で票に○が一番多い方を優先して配分することになっております。

15 ページお願いします。対象農地としましてはウトノ川口となります。借受人の耕作をおこなう全体の面積は 66,589 m² です。内、こんかい中間管理機構をとおして利用権設定する面積が 447 m² となっております。

16 ページをお願いします。こちらも 14 ページ同様、表に○が多い方に優先して配分していくことになっております。

説明は以上です。

岡崎委員

さきほど事務局からも説明がありましたが、現在記載の方が耕作しております。耕作面積としてはこの他にも作業受委託の分も 80,000 m²ほどありますので合わせて 280,000 m²ほどあります。引き続きよろしくお願い致します。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）についての意見徵収について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第4号 その他の件について

事務局
(岡田)

追加議案 非農地証明の審議についての資料をご覧ください。先月4条議案として上げた案件を県との協議のもと、4条議案を取り下すことになりました、非農地証明願いということで審議をお願いします。理由としては農地としての活用が既にされておらず、過去に土地を所有していたものが、転用許可をおこなっていなかったものであり、平成18年より以前には現在の状況にあったと思われるためです。

場所は19ページに記載のとおりです。20ページには現況を載せています。21ページをご覧ください。この図の黄色で囲んでいる部分を宅地にするというものです。以上です。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、裁決に移ります。

追加議案 非農地証明の審議について議案のとおり承認する

ことに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

次回の定例総会は、令和4年1月7日（金）15時から

会場は土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見ございませんか？

ないようでしたら、これをもって12月定例総会を閉会と致し

ます。